

平成31年2月定例会 企画財政委員会の概要

日時 平成31年3月1日(金) 開会 午前10時 3分
閉会 午後 0時15分

場所 第1委員会室

出席委員 白土幸仁委員長
細田善則副委員長
浅井明委員、武内政文委員、石井平夫委員、鈴木弘委員、野本陽一委員、
山本正乃委員、浅野目義英委員、権守幸男委員、岡重夫委員

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀企画財政部長、堀光敦史企画財政部副部長、小野寺巨改革政策局長、
山崎明弘地域政策局長、山口均参与、竹島晃参事兼交通政策課長、
犬飼典久企画総務課長、堀口幸生計画調整課長、徳重覚財政課長、
市川善一改革推進課長、横田淳一情報システム課長、福田哲也地域政策課長、
石井貴司市町村課長、鈴木柳蔵土地水政策課長

上木雄二会計管理者、山本好志出納総務課長、長谷川大輔会計管理課長

飯塚寛監査事務局長、渡邊哲監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
磯田忠夫監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第21号	埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例	原案可決
第22号	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	原案可決
第23号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第41号	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第48号	平成30年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	原案可決
第49号	平成30年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第50号	平成30年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第51号	平成30年度埼玉縣市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第3号	沖縄県辺野古米軍新基地建設に関し、日本国政府に対して、沖縄の民意を尊重し、解決に向け誠実な協議を沖縄県と行うことを求める意見書を埼玉県議会が提出することを求める請願	不採択

所管事務調査

- 1 埼玉県収入証紙の取扱い状況について
- 2 市町村におけるふるさと納税に係る返礼品の見直しについて

【付託議案に対する質疑】

権守委員

- 1 知事部局の職員定数が46人増員されるということだが、児童虐待防止対策体制の強化並びにラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック準備等のための増員の内訳について伺う。
- 2 児童虐待防止対策体制の強化について、どのような職員を配置するのか。今いる職員を異動して配置するのか、新規採用するのか。
- 3 児童虐待防止対策体制の強化の具体的な内容はどのようなものか。

改革推進課長

- 1 児童虐待防止対策体制の強化では、児童福祉司35名、児童心理司7名、合わせて42名を増員する。また、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック関係では、ラグビーワールドカップの準備で3名、オリンピック・パラリンピックの開催準備で7名、合わせて10名を増員する。
- 2 今いる職員と合わせて、新規の採用も予定している。
- 3 児童福祉司は、虐待件数の最も多い所沢児童相談所に7名増員するなど、件数に応じて配置する。また、増員と併せて、警察との連携では、児童相談所と警察署が24時間リアルタイムで情報共有できるシステムを構築する。さらに、泣き声での通告など、比較的风险が低いと児童相談所が判断したものについては、安全確認業務をNPO法人など民間団体に委託する。

武内委員

- 1 執行体制の見直しにおいて、用地取得事務で4人減、開発指導事務の効率化で2人減とあるが、その内容について伺う。
- 2 執行体制の見直しによる減員のうち、2人以上の減員を行ったものはほかにあるか。
- 3 包括外部監査契約について、契約金額の根拠を伺う。
- 4 契約の相手方の選定理由について伺う。

改革推進課長

- 1 用地取得事務は、県土整備事務所における用地取得事務に一定のめどが立ったものについて減員した。具体的には、さいたま、北本、秩父、杉戸県土整備事務所各1人を減員した。例えば、秩父県土整備事務所では「SAITAMAおもてなしロード（秩父市中央通線）」、杉戸県土整備事務所では「時間が見えるインターアクセス道路整備（国道125号・栗橋大利根バイパス）」において事業が進捗したため、業務量に合わせて減員した。一方で、事業の推進のため、朝霞、飯能、行田、越谷県土整備事務所増員している。また、開発指導事務については、都市計画法に基づく開発許可事務を今年度から滑川町に権限移譲し、現在50市町で事務を行っている。権限移譲が浸透してきていることから、都市計画課における事務量の減少が見込まれるため減員した。なお、都市計画課は2人減員となっているが、開発許可事務に関する減員は1人であり、もう1人は都市計画担当の業務量の減少によるものである。
- 2 地域振興センターにおける産業労働関係の業務の相対的減少及び効率化による2人減

員、県税事務所の個人県民税徴収で成果が上がっているところを3人減員、自動車運転手の業務を広く効率的に他の職員で対応することで2人減員、などである。

- 3 1,900万円の根拠については、日本公認会計士協会法定監査の標準報酬規定を参考に積算し、いわゆる基本費用と執務費用を分けて計上している。報告書の作成や監査人等の旅費・通信費など基本的な費用を600万円、執務費用として監査人1人及び補助者6人の執務日数に応じた費用として1,300万円程度、合計1,900万円である。
- 4 選定に当たっては、包括外部監査人選任の基本方針を定めており、選任期間を原則2年間としている。1年目の監査実績を2年目に生かして効率的で実効ある監査が期待できること、監査テーマについても計画的にテーマを設定することが期待できることから2年間としている。小川氏は、昨年度、日本公認会計士協会から推薦をいただき、現在1年目として選任している。これまで埼玉県の影響外部監査の補助者の経験があり、県内の公共的団体の監査委員の経験もあるため、その実績を生かし、現在6人の補助者を指導監督しながら効率的に監査をしていただいているため、来年度も引き続きお願いしたく選任した。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第3号関係）】

浅井委員

議請第3号について不採択とすべき立場から発言する。外交、防衛は、国の専管事項であり、その判断は国に委ねるべきである。また、現在、国と沖縄県との間で訴訟が提起され、司法の場で係争中であり、その推移を見守る必要がある。よって、本県議会で意見書の提出を行う類のものではないと考える。以上のことから、本請願は不採択とするべきである。

【所管事務に関する質問（埼玉県収入証紙の取扱い状況について）】

武内委員

- 1 県の手数料等を証紙で納める現在の方式について、メリット及びデメリットを含めて、どのような認識を持っているのか。
- 2 キャッシュレス化に向けて、証紙の代替方法を検討しているのか。

出納総務課長

- 1 利用者のメリットとしては、証紙を使うことにより、申請場所まで現金を持ち歩く必要がなく、コンビニエンスストアなど、身近な場所で購入できることである。デメリットとしては、一度、証紙を買うというワンクッションが入ることがあげられる。
- 2 各々の手数料について、証紙がよいのか、ほかの方法がよいのか検討してきた。現在、計量検定手数料や教員免許状手数料など、18の手数料については電子納付を可能としており、今後も利便性向上のための見直しを進めていく。

武内委員

東京都、広島県、大阪府など、証紙をやめたところもあるが、トータルとして現在の証紙による方式がよいのか。

出納総務課長

検討はしているが、証紙をやめてサービス水準を落とさずに現金収納等をしようとする
と、行政コストが増大する。試算では、現在の売りさばき手数料は2億3千万円だが、窓
口に人を置くなどすると6億円が必要となる。東京等では既に窓口が多数あり、新たに大
きなコストをかけなくても現金収納できたが、併せてクレジット収納への対応や現金収納
事務委託が必要となった例があり、これに係る経費が生じていると聞いている。こうした
ことから、証紙を直ちにやめることには課題が多いと考える。県民の利便性や行政コスト
の面から最適な方法を検討していくので御理解を賜りたい。

武内委員

現金化のコストを試算したとのことだが、どのように検討したのか。

出納総務課長

サービス水準を上げればコストも大きくなる。東京都ではポスシステム等を導入してい
るが、埼玉県の現在のサービス水準を維持するために必要な人件費やレジスター等の合計
で、6億3,650万円程度と試算している。

武内委員

現状をそのまま肯定しているわけではなく、見直しを検討していくということによいか。

出納総務課長

個別手数料、制度全体を含め、キャッシュレス化の進展など社会の状況も勘案して、引
き続き、どのような収納方法がよいのか考えていく。

【所管事務に関する質問（市町村におけるふるさと納税に係る返礼品の見直しについて）】

武内委員

- 1 ふるさと納税の返礼品について、返礼割合を3割以下とすることや地場産品に限るな
ど、制度の見直しが国会において議論されているが、県内市町村におけるふるさと納税
による寄附の受入額と寄附金による住民税控除額はどの程度か。
- 2 県内市町村において、返礼割合が3割を超えていたり、返礼品を地場産品以外として
いる団体はあるのか。

市町村課長

- 1 県内市町村全体で見ると、平成29年度の寄附受入額は22億5,401万円である。
一方、平成29年中に県民が寄附をしたことによる翌年度の個人市町村民税控除額は8
6億2,256万円となっており、差し引きで63億6,855万円のマイナスとなっ
ている。
- 2 返礼割合が3割を超えていた市町村は、平成29年4月時点で40団体であったが、
国からの見直し要請もあり、現時点では全市町村で3割以下となっている。一方、返礼
品については、県内でも他県産の牛肉など明らかに地場産品とは言えないものを送付し
ていた団体があった。姉妹都市の物産等を用いていた19団体を含め、31団体が地場
産品以外の返礼品を送付していたが、昨年10月に、国から「姉妹都市や友好都市の特
産物等も地場産品とは考えられない」などの見解が初めて示されたことを受け、現在で

はそうした返礼品の送付は取りやめている。

武内委員

- 1 寄附受入額よりも、ふるさと納税による控除が多くなっているが、こうした状況についてどのように考えるのか。
- 2 現在、国で進めている法改正の概要はどのようなものか。

市町村課長

- 1 控除額は、東京都や神奈川県など都市部で多くなっており、本県の減収額は全国4位となっているが、個人住民税の減収額の75%については、基準財政収入額から控除されるため、普通交付税で措置される仕組みとなっている。そのようなことから、財源が流出してはいるが、ふるさと納税制度の意義を踏まえればやむを得ない部分もあると考える。
- 2 地方税法の改正案では、国が定める一定の基準に適合する地方公共団体のみを、ふるさと納税制度の対象団体として指定するというものである。この基準は、寄附金の募集を適正に行っていること。また、返礼品については、返礼割合が3割以下で、かつ地場産品とすること、というものになる予定である。なお、基準の詳細は総務大臣が定めることとされており、4月上旬には地方公共団体に示される予定と聞いている。

武内委員

法改正が実施された場合、いつから適用となる見込みか。

市町村課長

実際の控除は、4月中に対象団体になることを希望する各地方公共団体が国に申出を行い、5月中に総務大臣が対象団体を指定する。その後、6月1日以降の寄附について、指定を受けた地方公共団体に対する寄附のみがふるさと納税制度の対象となる予定である。